



## 八雲町におけるこれからの協働の試案③

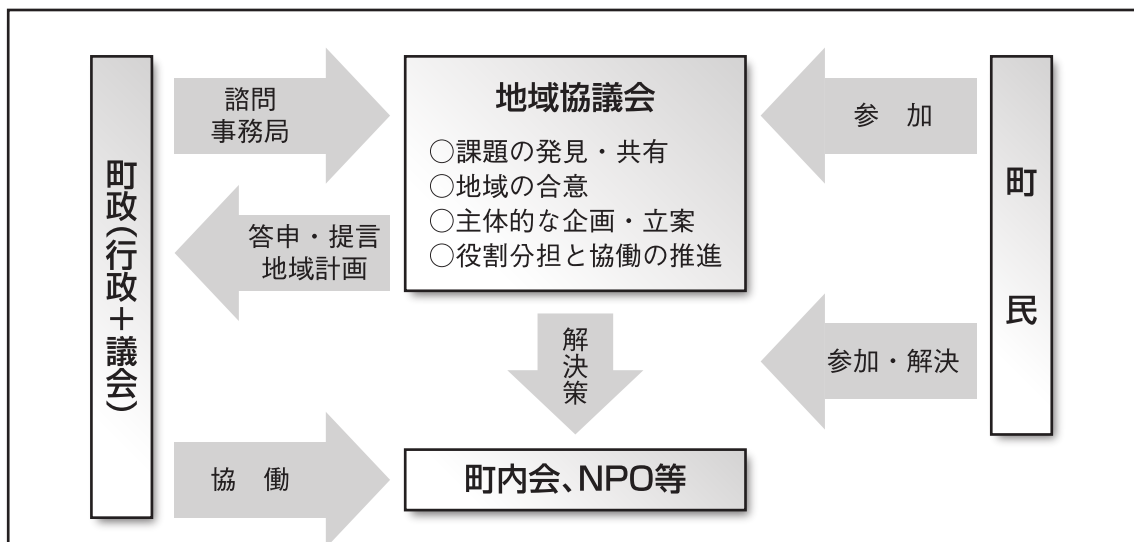
連載でお届けしている「八雲町協働のまちづくり推進プラン」についての解説は、今回で最終回となります。“八雲町におけるこれからの協働の試案”の3回目として、地域協議会について解説します。

### 地域協議会など新たな自治組織の展開

一定の地域のまとまりを地域自治区として設定し、その自治区に地域協議会を設置するものです。他の自治体の地域自治区の例をみると、小学校区や合併前の旧自治体区域ごとに設置されています。地域自治区に設置された地域協議会では、様々な人々が集い、地域の課題や解決に向けた方策が検討されており、地域自治区における地域計画を策定し、地域づくりに生かしている例もみられます。

制度の根幹は、地方自治法に定められていますが、地方自治法に基づく制度については、事務所および職員の設置など一定のルールを要することから、制度の骨格は地方自治法に倣いながらも、地域の実情に応じて独自の制度とすることも検討する必要があります。

### 【地域協議会のイメージ】



### 地域協議会の役割

- ①地域の代表性  
幅広い住民が参加できる委員の選考方法の工夫
- ②地域の合意に基づく民意の反映  
地域に関するものは地域協議会で協議され、住民自らの判断と責任において行う
- ③主体的な企画・立案  
多くの住民が関わり、主体性をもって意見を述べ、地域に合った計画や施策を立案する
- ④住民と行政の協働  
行政と地域との協議の場が身近になり、合意の下に自ら決定した施策や事業を行政、町内会、NPO等あらゆる資源を活用し、ともに役割分担をしながら解決していく

©NPO法人公共政策研究所

八雲町協働のまちづくり推進プランに関するお問い合わせは、  
企画振興課企画係(内線378)へ